

令和7年度第1回摂津市総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和7年9月3日(水)
開会：午後2時00分 閉会：午後3時30分

2. 会 場 摂津市役所本館3階301会議室

3. 出席者

(構成員)	摂津市長	嶋野 浩一朗
	教育委員会	
	教育長	若狭 孝太郎
	委員(教育長職務代理者)	福元 実
	委員	大矢 優子
	委員	藤村 裕爾
	委員	榊 奈津子

(事務局等)

市長公室

教育総務部

こども家庭部

市長公室長	平井 貴志	教育総務部長	安田 信吾	こども家庭部長	森川 護
市長公室副理事 兼政策推進課長	古賀 順也	教育総務部副理事 (学校教育課・教育支援課担当)	大崎 貴子	こども家庭部副理事 兼こども政策課長	飯野 祐介
政策推進課長代理	橋本 剛	教育政策課長	小西 仁	こども家庭部副理事 兼出産育児課長	松田 紀子
政策推進課総括主査	田畑 剛志	学校教育課長	田中 大介	こども家庭相談課長	佐野 嘉宏
政策推進課副主査	川口 裕大	学校教育課参事 (教職員人事担当)	羽田 行伸	保育教育課長	湯原 正治
		教育支援課長	武田 進介	保育教育課参事 (就学前教育推進担当)	中川 資子
		生涯学習課長	千葉 郁子		
		教育政策課長代理	井上 智之		
		教育政策課主事	末永 侑希		

4. 議 題

1. 教育振興基本計画総括報告書について
 - (1) 学力の向上について
 - (2) キャリア教育について
 - (3) 特別支援教育について
 - (4) いじめ等生徒指導について
 - (5) 適応指導教室について
2. 摂津市教育大綱について
3. その他

5. 会議の経過

【市長公室副理事兼政策推進課長】

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第1回摂津市総合教育会議を開催いたします。本日、司会を務めます、市長公室政策推進課長の古賀でございます。よろしくお願いいたします。それでは、会議に先立ちまして、嶋野市長よりご挨拶をお願いいたします。

【市 長】

皆様、こんにちは。本日は大変暑い中、また、お忙しい中、この総合教育会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。心から感謝申し上げます。また、日頃より教育委員の皆様には、本市教育行政に対しまして、様々な意見をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

この総合教育会議は、教育委員の皆様と私とで、現在の取組や今後の施策の方向性について議論を交わす大変貴重な機会でございます。本日は忌憚のないご意見をお聞かせいただければと存じます。

本日の案件は2点です。

1点目は「摂津市教育振興基本計画総括報告書」でございます。本年度が最終年度となりますので、これまでの計画推進についてご報告いただき、ご意見を伺いたいと考えております。

2点目は「摂津市教育大綱（案）」でございます。教育大綱は、市の教育に関する基本的な方向性を示す重要な方針です。現行の教育大綱は令和7年度末で期限を迎えるため、新たな教育大綱の策定に向け、皆様からご意見をいただければと存じます。

限られた時間ではございますが、どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶といたします。ありがとうございました。

【市長公室副理事兼政策推進課長】

ありがとうございました。なお、本会議におきましては、嶋野市長が議長となっておりますので、ここからの会議の進行をお願いいたします。

【市長（議長）】

それでは、議題に沿って進めてまいります。まずは、次第1つ目になります。「摂津市教育振興基本計画総括報告書」でございます。報告書の内容について説明をお願いいたします。

【教育政策課長】

教育政策課の小西でございます。摂津市教育振興基本計画総括報告書をご覧ください。目次を追って説明いたします。

まず、「はじめに」につきましては、令和3年3月に策定いたしました摂津市教育振興基本計画の計画期間である令和3年度から令和7年度までの5年間で今年度をもって終了することから、本報告書につきましては、第一次計画を総括し、課題を把握するとともに、次の計画となる第二次摂津市教育振興基本計画の策定に向けた考え方を整理する目的で作成した旨を記述しております。

なお、摂津市教育振興基本計画の目標達成のためのアクションプランとして、単年度計画の「教育推進プラン」を策定しております。取組の結果についての進捗管理として、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」を行っているところございますが、令和6年度分の点検評価報告書につきましては、本総括報告書と兼ねて作成しております。

次に2ページの「2.点検・評価結果」につきましては、令和3年の第一次計画で設定した成果指標と毎年の点検評価報告書で実施している事業ごとの評価について、令和3年度から令和6年度までの達成状況やその評価を一覧でまとめております。3ページの事業ごとの目標指標に対する評価につきましては、A評価が29事業、B評価が20事業、C評価が7事業となっております。

次に5ページ以降の「3.施策ごとの評価」につきましては、基本目標1から10までの取組について、取りまとめております。

各基本目標におけるそれぞれの事業ごとに、まず「1.計画期間の取組」として、令和3年度から令和6年度までの「指標の実績値」、「主な取組実績」を記載するとともに、基本目標ごとの成果指標の達成状況を表やグラフで記載しております。

次に「2.成果」として、成果指標の推移をグラフ化し、成果に対する評価については、要因や様々な角度から分析し、内容を記載しています。

「3.課題」では、計画期間内の取組で見えた課題について記載し、「4.今後の方向性（考察）」として、課題に対する次期計画に向けての取組・アプローチ等についての考え方を記載するとともに、基本目標としての総括を行い、次期計画の方向性を示しております。

また、学識よりいただきました次期計画につながる意見・助言につきましては、「5.学識経験者からの意見・助言」として内容を記載させていただいております。

本日は、3ページ、4ページの事業ごとの評価一覧から、基本目標2「確かな学力を育む教育」の「学力向上推進事業」から「学力の向上について」、基本目標2「社会を生き抜く力を育む教育」の「キャリア教育推進事業」から「キャリア教育について」を、基本目標5「ともに学び育つ教育」の「特別支援教育推進事業」より「特別支援教育について」を、同じく基本目標5の「生徒指導体制推進事業」より「いじめ等生徒指導について」を、同じく基本目標5の「適応指導教室事業」より「適応指導教室について」、それぞれの取組、成果、課題及び今後の方向性について報告させていただきます。

それでは、「学力の向上について」、「キャリア教育について」、「いじめ等問題行動について」、田中教育総務部学校教育課長よりご報告し、次に「特別支援教育について」、「適応指導教室について」、武田教育総務部教育支援課長よりご報告いたします。

【学校教育課長】

教育総務部学校教育課長の田中でございます。

それでは、私の方から、基本目標 2「確かな学力を育む教育」より「学力の向上について」、基本目標 4「社会を生き抜く力を育む教育」より「キャリア教育」について、基本目標 5「ともに学び育つ教育」より「いじめ等生徒指導」についてご報告いたします。

「確かな学力を育む教育」について、総括報告書の 24 ページをご参照ください。

まず成果です。全国学力・学習状況調査における平均正答率の対全国比は、小学校 6 年生、中学校 3 年生でいずれもおおむね全国水準を維持しました。また、「学級での話し合い活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりできている」と答えた児童生徒の割合は、令和 3 年度 72.2% から令和 6 年度 83.5% へと大きく伸長し、主体的・対話的な学びの広がりが数値としても表れています。

こうした成果を支えた取組としては、市費による学習サポーター等の支援人材を活用し、子ども一人ひとりにきめ細かな学習支援を行ってきたこと、1 人 1 台端末を活用した授業や、子どもの習熟度に応じた個別最適な学習が進んだこと、さらに、各学校が「子どもにつけたい力」をもとに公開授業を実施し、教職員同士が相互に授業を参観・指摘し合うことで、授業改善を組織的に進めてきたことが挙げられます。

一方で、課題も明らかになっています。第一に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着です。子どもによっては知識や技能の理解に取りこぼしが見られるため、授業の中で定着状況を丁寧に確認し、必要に応じて個別に支援することが求められます。

第二に、さらなる授業改善です。これまでの主体的・対話的な学びは広がりつつありますが、依然として「学ぶ意味や社会とのつながり」を十分に実感できる授業には至っていない場面もあります。知識や技能をしっかりと身につけさせつつ、協働して考えを深め、学んだことを生活や将来に活かせる授業にしていくことが求められます。

こうした成果と課題を踏まえ、次期計画においては、基礎基本の確実な定着と子ども主体の学びにつながる授業改善を促進し、子どもたちの学力の確かな定着と主体的に学ぶ力の育成を図ってまいります。

次にキャリア教育について報告いたします。

本市のキャリア教育の取組について、令和 3 年度から 6 年度までを総括いたします。23 ページと 37 ページをご参照ください。

まず成果です。全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、「自分にはよいところがある」、また「将来の夢や目標を持っている」と答えた子どもの割合は増加しています。さらに、いずれも全国と同等か、全国を上回っている状況でございます。これらは、子どもたちが自己肯定感を高めるとともに、将来を見通し主体的に生きようとする意識が着実に育っていることを示しています。

こうした成果の背景には、いくつかの取組があります。全小中学校でキャリアパスポートを活用し、自らの学びや成長を振り返る活動を積み重ねてきたこと、職場体験活動や社会人トークなど、地域の事業所や企業の協力を得て働く意義や社会とのつながりを体験的に学ぶ機会を設けてきたことでございます。

一方で、課題もございます。キャリア教育の意義を浸透させ、全教科や日常の教育活動の中でもキャリア教育が充実できるようにさらに進める必要があります。

今後の方向性としては、子どもたち自身が大人になるイメージを持ち、自分の努力してい

ることが自分の夢とつながっていると意識できるよう、様々な大人のロールモデルと関わる機会を充実させてまいります。子どもたちが多様な生き方や働き方を理解し、課題の解決を図ろうとする姿勢を育むことをめざします。

次に、(4) 生徒指導の充実について「生徒指導体制推進事業」、暴力行為、いじめ、不登校の内容についてご説明いたします。46、47 ページをご参照ください。47 ページのグラフにて、それぞれの件数や人数などの推移をお示ししております。

グラフ上段をご覧ください。暴力行為の発生件数は、令和 6 年度は前年度に比べ、小中学校共に少し減少いたしました。しかしながら、全国や府の割合に比べて非常に多い状況でございます。個別に事案の内容を見てみると繰り返し暴力行為に及んでいる事案が多い傾向でございます。対処療法的な指導ではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携するなどして、適切な子ども理解のもと、適切な手立てを講じ予防的指導ができるよう、学校を支援してまいります。

グラフ中段をご覧ください。いじめの認知件数については、前年度に比べ小学校で約 0.98 倍、中学校で約 0.95 倍と、小中学校ともに微減となりました。内容としては多くのものが軽微なものでございます。いじめ防止対策推進法では、軽微なものでもいじめをきっかけに不登校となると、いじめ重大事態になる可能性がございます。重篤化を防ぐためにも、相談体制の充実やスクールロイヤーなどの専門家等との連携を行い、初期段階での組織対応を適切かつ迅速に進めることができるよう学校を支援してまいります。

グラフ下段をご覧ください。不登校者数は、令和 6 年度小学校で 97 人、中学校 120 人となり、前年度に比べ小学校においては増加したものの、中学校においては減少させることができます。一方、小中学校ともに新規の不登校者数は増加しております。新規不登校者数の増加には個々により様々な背景があり、学校には行けるが教室には入りにくい子どもたちを受け皿とする校内教育支援ルームの充実など早期支援が大切であると考えております。

あわせて、学校に行く意義、学校に行く魅力が今、改めて問われていると考えております。自分の学級は自分たちでつくる、自分の学校は自分たちでつくる、子どもたち自身が学校生活に主体的に関わる「子どもが主役の学校づくり」を進めることで不登校者数の減少につながると考えております。現在、第五中学校区がモデル校として取り組んでおり、成果は十分に出ているため、全校において、魅力ある学校づくりを進め、いじめや問題行動の減少や未然防止にもつながると考えております。

【教育支援課長】

教育支援課の武田でございます。私からは、基本目標 5「ともに学び育つ教育」より「特別支援教育について」と「適応指導教室について」ご報告いたします。

まず、「特別支援教育」でございます。報告書 42 ページをご参照ください。

教職員アンケート「支援を必要とする子どもの課題や支援の方法が学校全体で共有できているか」の問いに対し、令和 5 年度は 81.9%でしたが、令和 6 年度は 85.4%と、わずかではございますが改善が見られました。しかしながら、目標としております 100%にはまだ達しておりません。

一方で、各校における具体的な取組は確実に前進しております。例えば、障害の状態に応じた教育課程の編成や、支援学級・通級指導教室の環境整備が進みつつあります。令和 5 年度より、特別支援教育推進指導員に加え作業療法専門員を任用し、児童生徒一人ひとりの障害の状況に応

じた具体的な支援の方法について、専門的な見地からの助言を実施しております。

また、「摂津市立小中学校医療的ケアの実施に係るガイドライン」を新たに作成し、医療的ケア児を安心して受け入れられる体制の整備も進めてまいりました。

令和7年度は、これらの取組をさらに推進するため、小学校と中学校の連携をより重視しております。支援教育の担当者が共通のテーマで研修を受け、義務教育9年間を見通して子どもたちを支援できるような体制づくりを進めております。小中の接続をなめらかにし、一人ひとりに応じた切れ目のない支援を実現してまいりたいと考えております。

次に、「適応指導教室事業」についてご説明申し上げます。報告書48ページをご覧ください。不登校児童生徒への支援として、教育センターの適応指導教室「パル」に加え、令和5年度からは鳥飼公民館に「アミ」、別府コミュニティセンターに「メイト」を開設いたしました。その結果、利用者は令和4年度の18名から、令和6年度には48名へと大幅に増加しております。これに伴い、年間90日以上欠席している児童生徒の数も、小中学校ともに減少に転じております。適応指導教室に通う子どもたちが学校に行けなくなった理由は様々ですが、特に「人間関係の構築が難しい」という点が共通して見られます。そこで私どもは、教室を「安心できる空間」とすることを第一に、人とのかかわりを大切にまいりました。午前中は、タブレットを活用した学習を行いますが、その際も教育研究所の加配教員1名、教育支援嘱託員3名、そして大学生ボランティア「さわやかフレンド」が加わり、子ども一人ひとりに丁寧にかかわっております。午後はカードゲームや河川敷での遊びを通じ、大人も子どもも共に笑い合い、自然に人との関係性を築くことができるよう努めております。

また、学期ごとには調理実習や校外学習を取り入れました。こうした体験を通して子どもたちは少しずつ自信を取り戻し、学校復帰や社会的自立に向けて「エネルギーを充電」しております。

令和7年度からは、この「適応指導教室」を「教育支援ルーム」と名称変更し、運営を開始いたしました。「適応指導」という言葉には「学校に適応させるための指導」という意味が含まれます。しかし、さまざまな事情から、今は学校に行くことが難しい子どもたちにとって、単に「学校に適応すること」をゴールとするのは必ずしも適切ではありません。私どもは、義務教育の9年間を終え、社会に出ていくために必要な力を養うことこそ最も大切であると考え、このたび名称を変更いたしました。

今後は、不登校の児童生徒本人への支援に加え、その保護者も含めた支援の在り方を検討し、家庭と学校、地域とが一体となったサポート体制を築いてまいります。

以上、特別支援教育と教育支援ルームについてのご報告でございます。

【市長（議長）】

ありがとうございます。学力の定着やキャリア教育の充実、いじめ・不登校への対応、さらに特別支援教育や教育支援ルームでの取組など、子どもたちを多面的に支えていくための努力が着実に成果として表れていると受け止めております。

一方で、基礎的な学力の定着、不登校やいじめ、暴力行為への予防的な取組といった、引き続き取り組むべき課題も明らかになってきていると認識しております。

それでは、ただいまの説明を踏まえ、教育委員の皆様のご意見やお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まずは「学力の向上」についてお伺いします。いかがでしょうか。

【藤村委員】

学力についてですが、全国学力学習状況調査が始まった平成19年当時、大阪府は全国ではほぼ最下位、その中でも摂津市は下位にありました。そこから見ますと、現在の学力の向上は目を見張るものがあり、大阪府の中でも成功例の一つと捉えています。

学校訪問で目にする取組や、先生方の授業を拝見しても、その成果は感じられ、効果が上がってきたと思います。課長の説明にあった現状と課題については、私も同じ認識を持っています。その上で、今後5年間を考えるにあたり、留意すべき点を2点述べたいと思います。

1点目は、全体として学力が向上しているものの、特に支援が必要な子ども、あるいは家庭の状況はどうかという点です。具体的には、学力テスト低位層への取組と支援が必要な子どもや家庭への取組です。

また、3年ごとに実施される経年変化分析調査では、相対的な比較が可能である全国学力学習状況調査と異なり、学力そのものの絶対的な低下が指摘されています。この調査では、子どもの学力と生活状況、家庭状況がクロス集計され、子どもの生活や家庭の変化が要因として挙げられています。具体的には、①勉強時間の減少、②知識・技能の定着不足、③家庭の経済状況、④SNSやスマートフォン、ゲームの影響の4点です。これらは摂津市の状況とも重なっています。

例えば SNS やスマートフォンについては、愛知県豊明市で余暇時間のスマートフォン等の利用について、1日2時間以内を目安とする条例案が提出された例や、オーストラリアでは16歳未満に SNS 利用を禁止する例もあり、大きな社会問題となりつつあります。摂津市の調査でも子どもの SNS 利用は学習時間を圧迫している状況が見てとれます。さらに、家族で学校の出来事や将来について話し合う割合が OECD 加盟国中最下位という調査結果もあり、家庭での会話が不足している状況が明らかです。条例対応の是非は議論がありますが、状況は深刻であり、特に支援が必要な子どもや家庭に行き届く手立てが必要です。全体としては成果が上がっているものの、焦点化した取組が必要だと考えます。

また、知識・技能の取りこぼしについては、学校訪問での授業からも感じます。例えば、先生が問題を出し「グループで話し合って解決しましょう」と指示しても、実際は理解している子や塾で学んでいる子がリードし、他の子が聞いているだけという状況があります。これでは本来の「学び合い」にはなっていません。

学力には、知識・技能と、それらを活用した思考力・判断力・表現力の二つの側面があります。現在は後者に重点が置かれていますが、前提となる知識・技能がなければ育成は難しいと考えます。

したがって今後は、支援を必要とする子どもや家庭に効果的な手立て何なのか、知識・技能の定着不足にどう対応するか、この2点に焦点をあて、具体的な取組を進めていただきたいと思います。以上です。

【市長（議長）】

ありがとうございます。藤村委員から貴重なご意見をいただきました。

当初、大阪府は全国でも最下位、その中でも摂津市は低い状況にあり、議会や教育委員会、学校現場でも強い問題意識を持って取組を進めていただきました。その結果、全体として学力が上がってきていることについては、私も肯定的に捉えております。

ただし、個別に見れば課題は残っており、特に知識・技能の定着がなければ思考力や判断力に結びつかない点は、委員ご指摘のとおりです。

また、SNS やスマートフォンの利用時間が長いことによる家庭での学習時間の不足、さらに家庭での会話不足という課題も深刻であり、このままでは将来的に大きな問題につながる可能性を私も危惧しています。

解決策については、今後、知見を重ねながら試行錯誤を続ける必要があると考えます。教育委員会や学校現場だけでなく、まずは、家庭にも問題意識を共有していただくことが出発点です。教育に限らず、縦断的な取組が必要だと考えています。

本当に貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

続きまして、キャリア教育についてご意見を伺いたいと思います。

【 榊 委 員 】

キャリア教育については、段階的に進めていくイメージを持っています。

例えば、小学生向けでは「自分のことを知る」「仕事の種類や仕組みを知る」といった内容が中心になります。中学生向けでは、進路を考える際に、自分の興味や価値観、得意分野を生かす考え方や視点を持つことが重要だと考えます。

今後、AI 技術が導入・浸透していく社会においては、柔軟に対応できる人材の育成が求められます。子どもたちには、自ら学び、考え、選び、チャレンジできる力を身につけてほしいと思います。

また、失敗に対する考え方も重要です。人間は誰でも間違えるものであり、それをネガティブにとらえるのか、成功の糧としてポジティブにとらえるのかで、その後の言動や成果が大きく変わってきます。こうした経験を積む手段として、地域連携による職業体験や、身近な社会問題を考えることが有効です。これらは視野を広げ、自分を客観的に知る機会となり、将来の可能性を広げることにつながります。

キャリア教育は、子ども自身が自分の生き方や学び方を考える力を育てるものであり、正解があるものではありません。今後も学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを支えることができますように重要になると考えています。以上です。

【市長（議長）】

ありがとうございます。キャリア教育は段階的に行うべきものであり、小学生と中学生では求められるものが異なるという点は、まさにそのとおりだと思います。また、失敗を恐れず、チャレンジを通じて肯定的に捉えるようにするという点も、非常に重要だと感じます。キャリア教育は、子どもたちが、「志」を見つける第一段階として欠かせないものだと考えています。

現在も、地域や企業と連携し、様々な経験を積む機会をいただいております。子どもたちの成長につながっていると感じます。これをさらに充実させたいと思います。

また、社会見学を受け入れていただいた企業から「体験が全体の中でどう位置付けられているかが分かると、より適切な対応ができる」とのご意見もいただいております。こうした点も踏まえ、このキャリア教育を「立志教育」として体系的に進めていきたいと考えています。

貴重なご意見をありがとうございました。続きまして、「特別支援教育」についてご意見を伺います。

【大 矢 委 員 】

特別支援教育について申し上げます。私は教育委員を 20 年近く務めていますが、摂津市の支援

教育は本当に良い方向に進んでいると評価しています。

障害は様々であり、専門性のある職員の助けが必要です。その点で、令和5年度から配置された作業療法士の専門性は非常に貴重だと考えています。学校は集団教育の場であり、どうしても多数派に向けた教育になりがちです。しかし、少数派の子どもたちの教育を保障することが重要です。作業療法士は教員とは異なる視点を持っており、その役割は大きいと感じています。

昨年の教育フォーラムで作業療法士の先生からお話を伺い、脳の発達には勉強だけでなく体を使うことが大切であること、また、努力だけでは解決できないしんどさ、があることを学びました。体を使いながら脳を育て、課題を解決する方法があるのだと理解しました。今後も専門性を活用してほしいと思います。

また、失敗しても大丈夫という「心理的安全性」は、教育の場において必要です。支援教育においても同様で、支援をしてもらえるとということが子どもたちの安全な気持ちに繋がっていくと考えています。今年度、学校訪問した際には「子どもたちが自治する学校」という取組を実施していました。自治するためには子どもたちが安全に安心して生活できる環境が必要です。従来は「頑張ればできる」と押し出す支援もありましたが、それでは乗り越えられない子どももいます。不登校になりがちな子に「頑張れば大丈夫」と言うのではなく、なぜ「しんどい」と感じているのかを紐解き、専門的に支援することが必要です。

また、先ほどの自治する学校に関連しますが、生徒会活動においても、生徒会役員だけではなく生徒全員が参加者であること、さらには、通常学級だけでなく、支援学級の子どもの主役になれるような学校づくりを望んでいます。

最後に、報告書42ページの部分で、学校で「支援が必要な子どもの支援方法を学校全体で共有している割合」が81.9%から85.4%に向上しているとの報告がありました。ただ、保護者アンケートで同様の問いをした場合はどうなのかという点は疑問です。保護者は「まだ足りない」と感じているかもしれません。やはり学校だけでなく、家庭や保護者も安心して子育てできるような支援が必要だと考えます。

【市長（議長）】

ありがとうございます。武田課長、ただいまの件について、保護者アンケートは実施されていますか。

【教育支援課長】

保護者に対し、ご指摘の内容に関するアンケートは実施しておりません。

【市長（議長）】

承知しました。今ご意見をいただきましたとおり、実施の方法について検討いただければと思います。

大矢委員からは、特別支援教育を肯定的に評価いただきました。特に作業療法士の配置は、意義があると感じておりますし、今後も新たな専門家の知見を取り入れる必要があると考えます。

また、学校に馴染めない子どもに対して、これまでは、努力不足という見方をすることがありましたが、原因を探り、適切に支援することが重要であると私も感じています。誰一人取り残さない教育を目指し、しっかりとした取組をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして「いじめ等生活指導」について伺います。

【福元職務代理】

いじめ等の問題行動についてですが、「問題行動」というと非常に幅広い内容を含むと思います。いじめ、不登校、暴力行為はそれぞれ関連していると感じています。例えば、暴力行為の結果として登校できなくなる子どももいれば、いじめの結果として不登校になる子どももいます。したがって、個別に対応を考えることも大事ですが、日常生活の中で様々なことが関連しているという視点が重要です。

報告書 47 ページの千人率のグラフについては、驚くほどに高い数値が示されています。特定の子どもが繰り返し行っている場合が多く含まれるようですが、指導体制としては、集団指導体制と個別指導体制の両面が必要です。特に、学級集団においては、「正義が通る集団」、「正しいことが正しいと言える集団」をつくるのが、いじめや暴力行為の減少につながると考えます。繰り返し問題行動を行う子どもについては、担任教員や学校、家庭だけでは限界があり、より専門的なアプローチが必要だと思います。

また、報告書 46 ページの教職員アンケート指標④、⑤の結果を見ると、数値が 61.9%や 50.7%と低くなっています。教育委員会は多くの人材を現場に配置していますが、学校現場では実感できていない状況があるのではないのでしょうか。現場の先生方にとって、支援が「見える形」で提供されることが必要だと思います。

さらに、報告書 49 ページの成果指標「学校に行くのは楽しいと思う肯定的な回答をした児童生徒の割合」が低い点についても課題と感じます。子どもにとって「学校が楽しい」とは何かを掘り下げる必要があります。勉強が楽しいと感じる子もいれば、体育の授業が楽しい、友達との交流が楽しい、また、先生との関わりを楽しみにしている子もいます。何が楽しいのか、逆に何が楽しくないのかを尋ねることが、不登校やいじめの要因の把握につながると考えます。

また、悩み事などの相談相手についての調査では、本来は家族が最初に挙がるべきですが、必ずしもそうありません。教育の基本は家庭にあると考えますので、これについては、市全体のまちづくりの中で考えていただきたいと思います。

最後に、子どもたちを取り巻く状況は社会情勢と密接に関わっています。例えば、保護者の就業状況や社会の不安定化は、子どもに必ず影響を及ぼします。その際、学校がどう受け止めるかが重要です。学校が、社会情勢を踏まえて子どもにどう対応するかを考えることは、大きな課題だと思います。以上です。

【市長（議長）】

ありがとうございます。田中課長、この暴力行為の千人率について、全国や大阪と大きな差がありますが、取り方に違いがあるのでしょうか。

【学校教育課長】

文部科学省が「対教師暴力」「生徒間暴力」などの定義を示しており、全国一律の基準で集計しています。

【市長（議長）】

ありがとうございます。確かに数値だけ見ると違和感を覚えます。福元職務代理がおっしゃったように、いじめや暴力、不登校が相互に関連しているのはその通りだと思います。専門家もその視点で関わっていただいていると思いますが、現場でその意義や効果がどこまで理解されてい

るかは課題であると感じます。

また、「正義が通る集団」というご指摘がありましたが、これは子どもに限らず、社会全体にも問われている課題であると感じています。

学校に行くことが楽しいかどうかについても、子どもが「成長を実感できること」が楽しいと思えるような学校づくりを進めるべきだと考えます。その積み重ねがこれらの成果につながると考えています。対応としては、子どもたちへのアンケートなどを通じて意識を把握することも有効だと思います。引き続き、しっかりとした取組をお願いしたいと思います。

続きまして、「適応指導教室」についても、皆様からご意見をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

【藤村委員】

先ほどの市長の話もよく分かりますし、福元職務代理の話もなるほどと思いました。自分自身の学校生活を振り返ると、学校に行くのが楽しかったかという点、正直あまり楽しくなかったなと感じています。では、なぜ楽しくなかったのに通っていたのか、改めて考えさせられました。今日帰って、小学4年生の孫に「学校は楽しいか」「何が楽しいか」と聞いてみたいと思っています。

不登校については、今年の調査でも増加が示されるといいますし、社会的にも大きな問題となっています。国も様々な手立てを講じていますが、行き届いているかといえば不十分だと思います。不登校特例校などありますが、その意義や実効性について疑問を感じる部分もあります。

学校教育に限って言えば、課長がおっしゃったように二つの柱があると思います。

ひとつは魅力ある学校づくりです。子どもにとって何が魅力かを掘り下げながら考えていかねばなりません。文部科学省の定義には当てはまらないものの、学校に行きづらさを抱える子どもたちや、息苦しさを感じる子どもたちがいます。いわゆる「隠れ不登校」「仮面不登校」「不登校傾向」などと言われており、ある調査では、登校はしていても教室に入れなかったり、遅刻・早退を繰り返したり、内心では行きたくないと感じている子どもたちが、中学生の5人に1人いるとも言われています。行きたくなる学校づくりは難しい課題ですが、授業への満足感や先生への信頼感、安心して生活できる風土や雰囲気を見える化し、子どもに伝えていくことが必要だと考えます。

もうひとつは校内教育支援ルールの整備です。全校に設置されているとのことですが、実際に訪問すると「人がいない」「教員が足りない」といった状況が見られます。常駐の配置に苦勞しており、誰か一人でも指導に当たれる大人がいれば、大きく違うと感じる場面もありました。教員増加は難しい中で、非常勤サポーターなどを配置し、誰一人取り残さない取組を学校内で進めることが重要だと考えます。

余談ですが、朝日新聞の夕刊で阪急電車の運転士2人が不登校経験者であり、不登校の子どもたちを対象に電車を通じて喜びを与えているという記事を読みました。社会全体で不登校への問題意識が高まり、様々な主体が関わろうとしています。教育委員会としても、そうした活動と連携しながら、学校教育以外の場でも支援していくことも必要だと思いました。以上です。

【市長（議長）】

ありがとうございます。不登校を考える上で、「魅力ある学校づくり」が最も重要な視点だと思います。魅力とは何かと問われれば、授業の満足感や、子ども自身が成長を実感できることなど

様々です。また、榑委員が先ほどおっしゃった「失敗を許してくれる空気」も大切だと思います。

近年は「学校に行かない」という選択肢を取る子どもが増えています。その居場所は子どもにとって魅力的な空間かもしれませんが、本来は、学校でこそ得られる満足感や心地良さを実感できるようにすることが大切です。それが「誰一人取り残さない」教育につながると考えます。

その前段階として、教育支援ルームが全校に整備されつつありますが、「大人が誰もいない」という状況も見られます。そこは課題であり、しっかりとした取組をお願いします。授業に出られなくても学校に来られるようにすることも、一つの方法だと考えます。また、不登校への社会的理解や関心は高まっており、地域や企業などの力も得ながら、適応指導教室や適応指導教育のあり方についても、さらに充実したものとなるよう検討をお願いします。

これまで委員の皆様から様々なご意見をいただきました。学びの質の向上、安心して学べる環境づくり、子ども一人ひとりに応じた支援など、いずれも今後の施策を進める上で非常に重要な視点であると考えております。

こうした取組の根底には、子どもたちが自ら未来を思い描き、主体的に切り拓いていく力を育むことがあります。その原動力となるのが「志」であると私は捉えています。自らの人生、そして社会をよりよく導こうとする「志」を子どもたちが抱けるよう、教育の土台を確かなものにしていきたいと考えております。

本日、皆様とご意見を交わすことができ、大変有意義な時間となりました。今後も教育委員の皆様、市長部局、そして地域や家庭と力を合わせ、子どもたちが安心して過ごせる場所をつくり、成長を支える取組を進めてまいりたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは続きまして、次第の2つ目「摂津市教育大綱」についてでございます。

新しい教育大綱案の作成にあたりましては、私なりに教育に対する思いを盛り込んだつもりでございます。

まず、資料1 ページ目の「摂津市教育大綱（案）」をご覧ください。

今回の案は、従来の教育大綱と大きく変わっております。その点をまずは見て、感じていただければと思います。

教育の主役はあくまでも子どもたちです。子どもたちがこの教育大綱に関心を持ち、目で見ただけではなく、体で感じられるような内容にしたいと考え、このような形にいたしました。

冒頭には「あなたの夢は何ですか」と投げかけるようにし、子どもたちが学びを通して、自分の夢を見つけるきっかけになるようなしつらえにしております。言葉遣いも、小学校低学年でも理解できるよう比較的やさしい表現を用いております。

また、メッセージのキーワードとして「志」という言葉を取り入れました。変化の激しい時代において、自分を見失わず、自らを社会にどう活かしていくかを真剣に考えてほしい。その思いを「志」という言葉に込めました。「志」があることで、人生において困難に直面しても踏ん張る力につながると考えております。

もっとも、「志」は最初から具体的に形になるものではなく、素朴な夢や憧れから始まるものだと思っており、日常生活の中で小さな目標を見つけ、それに向かって挑戦していく姿を育んでいきたい。そうした期待を込め、このような構成にしております。

続きまして、資料2 ページ目の「教育理念及び教育方針」については、事務局よりご説明をお願いいたします。

【市長公室副理事兼政策推進課長】

続きまして、2 ページ目、「教育理念及び基本方針」について、ご説明申し上げます。

まず、教育理念についてでございます。

現行の教育理念である「つながり 未来を拓く せつつの教育」を継承し、一人ひとりが人や社会（まち）とつながりながら、生きる喜びを感じ、豊かな感性と創造力を輝かせ、新しい未来を切り拓く教育を推進していくことを、引き続き本市の目指す姿としています。

さらに、これまでも理念の根底にあった「誰一人取り残さない」という考え方を、新たに文言として明確に示した点が特徴でございます。

続いて、基本方針についてでございます。基本方針は4つの柱で構成しております。

1点目は、子どもたち一人ひとりが、自ら未来を思い描き、主体的に切り拓く「生きる力」を育むことです。子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて、多様な経験を積み重ね、自ら未来を切り拓く「生きる力」を育むこととします。

2点目は、人と人をつなぐ「ことばの力」を育むことです。子どもたちが多様な個性や違いを尊重し合いながら、豊かな感性と創造力を発揮できるよう「ことばの力」を育む教育を進めることとします。

3点目は、家庭、地域、学校とともに生涯にわたる「学びの輪」を広げることです。学びを人から人へ広げ、その成果を次世代につないでいけるよう、地域全体で「学びの輪」を広げ、生涯にわたる学びを推進していくこととします。

4点目は、豊かな学びを支える教育環境をつくることです。性別、年齢、国際、障害の有無などに関わらず、すべての人が安心して学べるよう教育環境を充実していくこととします。

以上、教育理念及び教育方針についての説明でございます。

また、本教育大綱の最後には、策定趣旨を記載しております。

なお、本教育大綱の期間としては、令和8年度から令和13年度末までの6年間を予定しております。これは、本市の行政経営戦略が、1年延長されたことに伴い、その終期に合わせるものであります。

以上、摂津市教育大綱（案）についての説明といたします。

【市長（議長）】

ありがとうございます。説明をいただきました。

メッセージ部分については、ご覧いただいたように、まずは子どもたちが親しみやすいよう、子どもたちに語りかけるような内容となるよう工夫をしております。

一方で教育理念、基本方針でございますけれども、こちらは従来と同じような形にしております。教育関係者や保護者をはじめ、すべての大人に向けた内容となっておりますので、このような形にしているものでございます。

それでは教育大綱案について、皆様からご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

【教 育 長】

この教育大綱についてですが、素案の段階から拝見し、イラストや構成も含めて、本当に良いものだと思えました。

教育大綱は行政が市民に示すものですが、市民という言葉にはどうしても大人のイメージがつ

きまといがちです。しかし、教育を考える場合、まさに子どもこそが主役であり、子どもたちを意識した大綱でなければいけないと子どもたちへのメッセージ部分を見て、改めて感じました。

もちろん大人も含めてですが、子どもたちが手に取り、読んでみたいと思えるものでなければなりません。行政が発行するものは、市民に最後まで読んでもらえる構成であることが重要だと考えます。

また、教育に関わる職の者が共感し、「一緒にやってみよう」と思える内容であることも大切です。その内容を仕事に共有できる点も、この案には備わっていると感じました。

さらに、教育理念・基本方針の部分については、理念自体は変わりませんが、その下の3行が具体的なイメージを持たせる点で非常に有効だと思います。「誰一人取り残さない」という言葉を明記したことで、多様性・公平性・包摂性、すなわちインクルージョンを進めていく宣言になっていると感じました。

全体的に見ると、4番目、教育環境の項目では、校舎改築やエアコン整備といったハード面だけでなく、「性別・年齢・国籍・障害の有無に関わらず、全ての人が安心して学べる」という視点が示され、さらに教育に関わる人材、ヒューマンウェアの整備まで含めた宣言となっており、非常に心強いと感じました。以上、全体を通しての感想です。

【福元職務代理】

非常にわかりやすく、子どもたちが「何が書いてあるのかな」と思って、全体を読みたいくなる仕上がりになっていると思います。

その中で、市長がおっしゃった「志」です。「志」を幼い日に立てて、そのために努力することは非常に大事だと思います。私自身、小学生の頃にある「志」を立てました。私事で恐縮ですが、「志」を立てることで、目標が自分の中に確立され、しんどいときや学校を休みたいと思ったときでも、「志」があるからこそ、「頑張らないといけない」と思うことができました。途中で挫折しそうになったこともありましたが、改めて、この「志」をもとに頑張ってきました。今回この案を見て、改めて自宅でも考え、当時立てた「志」が自分を支え、今も頑張れているのだと再確認できました。子どもたちが幼い日にこの大綱を見て「自分も頑張ろう」と思い、心の中に大きな支えをつくることができるのではないかと感じました。

また、2枚目は大人向けに4項目が示され、わかりやすく整理されていると思います。

【大矢委員】

先日申し上げた意見を取り入れていただき、ありがとうございます。子どもに向けて投げかけられている点が素晴らしく、低学年にもわかる内容になっているのは好ましいと思います。イラストも生き生きとした子どもの表情が描かれており、「志」を持つ子はこういう顔をしているのだと感じました。

ただし、ジェンダー平等の視点で見ると、女の子がワンピース姿で描かれている点は少し気になりました。女の子はこうあるべきだというメッセージとならないよう配慮をお願いしたいと思います。あくまで私の感想です。本当に素晴らしいものを作っていただいたと思います。

また、2枚目については「誰一人取り残さない」という言葉を入れていただき感謝します。「主体的」「切り拓く」ということも非常に大事だと思います。本当に良いものができ、せつつの教育の方向性がより良くなると感じました。ありがとうございました。

【 榊 委 員 】

イラストのある教育大綱ですが、「私の夢は、」の後に自由回答できる仕掛けがあって、授業でも先生が使いやすい工夫になっています。さらに子どもたちに伝わる言葉を使っていたいで、とてもいいと思います。

ただ、文章中の「人を笑顔にしたい」という夢については、とても優等生的な回答だと感じました。低学年の子どもたちは、「人のために何かをしたい」というより、「かっこいいから目指したい」といった自分ための動機の方が自然だと思います。そうした子どもらしい理由も含めてあげること、自分の夢も認められるものだと感じ、「志」の芽につながるのではないかと思います。

教育理念については、非常にわかりやすく、良いものだと感じています。以上です。

【 藤 村 委 員 】

当初の話し合いで前例踏襲ではなく、今の社会状況や学校教育、学習指導要領の変化を踏まえたものにしてほしいと要望しましたが、十分反映していただいたと思います。その中で、理念として「誰一人取り残さない」という点を皆さんが評価されていますが、私も多様性・包摂の観点から、今の分断や対立が強まる社会風潮の中で「つながることの大切さ」を強調したいと思います。

2番目の「言葉の力を育む」は教育長の強い思いがあると伺いました。以前の基本方針は3項目で、ほぼ1番・3番・4番目が同じテーマを扱っており、総論的な内容ですが、2番目は各論的な内容で異質に感じていました。現場の先生が見れば「言語活動の充実」という学習指導要領を思い浮かべてしまうのではないかと感じていました。ですが、広報せつにつに記載されていた教育長の思いを拝読し、そういう意味があるのだと理解でき、今は賛成しています。

4番目の「教育環境」については、施設や設備だけでなく、やはり人的環境が重要です。教員の増員が難しい現状で、市として学習サポーターの配置など、市費で人的支援を進めていただければ、学校現場は大きく変わると思います。ぜひご尽力をお願いしたいと思います。以上です。

【市長（議長）】

いろいろと貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

私の感じたことを少し申し上げます。「志」というのは、いきなり見つかるものではないと思っています。最初は、テレビを見たり、さまざまな経験を通じて「これかっこいいな」思ったりですとか、憧れといった気持ちから入っていくのだと思います。それが自分の目標となり、夢へとつながっていく。その夢が自分だけで終わるのではなく、周囲や社会のためにつながったとき、初めて「志」になるのではないかと考えています。ですので、小学校低学年においては「志」というより、自分が好きなものや、かっこいいと思うものから始めることが大切だと思います。授業の中でそうした機会をつくっていただきたいと思いますし、私の思いも、大綱の最後に込めたつもりです。何よりも学校現場でしっかりと消化していただきたいという思いが強くなります。

また、福元職務代理がおっしゃったように、「志」があるからこそ子どもたちは頑張れると思います。やがては学力だけでなく、さまざまな力につながっていくと思います。ですから、思いを持って進めていきたいと考えています。

教育長がおっしゃったように、教育関係者が共感できることも大事です。我々が「これでいい」

と考えても、実際に子どもたちを指導する先生方が共感してくださらなければ、前に進みません。その視点を忘れずに、これから取り組んでいきたいと思います。

藤村委員がおっしゃった市費の部分についても、限られた予算ではありますが、将来への投資だと考えて、可能な限り努力してまいります。制約がある点については、ご理解をいただければ幸いです。

本日は本当に貴重なご意見をありがとうございました。おおむね皆さまに好意的に教育大綱案を受け止めていただけたと感じております。令和8年3月の改定を目標に、詳細の調整は事務局を通じて進めてまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次第3つ目「その他」に入ります。その他について、教育委員会事務局より説明をお願いいたします。

【学校教育課参事】

教育総務部学校教育課参事の羽田でございます。

私からは、令和7年6月18日に公布され、令和8年4月に施行される「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」、いわゆる「給特法」などの改正を踏まえた今後の対応について説明させていただきます。

現在、教育現場を取り巻く課題が複雑化・困難化しており、その中で教員不足・欠員の問題も社会課題となってきました。「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっており、教師が日々活き活きと子どもたちに向き合い、よりよい教育を行うために、「学校における働き方改革の更なる加速化」、「学校の指導・運営体制の充実」、「高度専門職である教師の職務の重要性に相応しい処遇改善」などの教育環境の整備を総合的に進める必要があり、給特法を改正することでそれらに取り組んで行くことが示されています。

先日、大阪府教育庁から給特法の改正を踏まえた今後の対応について説明を受けてまいりました。本日はその内容について現時点で判明している内容について説明させていただきます。資料をご覧ください。

法の改正を踏まえて、今後対応していくことは、次の3点です。1点目は、「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」、2点目は「新たな職「主務教諭」の創設」、3点目は「教師の処遇改善」です。

その中でも特に、1点目の「業務量管理・健康確保措置実施計画」については、市教育委員会が定め、遅滞なく公表するとともに総合教育会議に報告する必要があると、令和8年4月1日から実施することが決定しております。実施計画は、現在改定が進められている「学校と教師の業務の3分類」を踏まえて策定し、教師が教師でなければできない業務に専念できるように努める必要があります。今後、それに従って計画を策定いたしますが、内容を検討するにあたって、市長にもその動きを知っていただく必要があると考え、本日はその説明をさせていただいた次第です。以上で私からの説明を終わります。今後実施計画を策定し、今年度中に改めて総合教育会議にて報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

【市長（議長）】

説明をいただきました。何かこの点についてご意見やご質問はありませんでしょうか。

【藤村委員】

これを現場の先生方が見て「働き方改革につながる」と実感できるかといえば、多分がっかりするだろうと思います。これは市教委に言っても仕方がない話で、国の施策による限界があります。4%が10%に調整手当が変わる、あるいは学級担任への加算も「もらわないよりはまし」という程度の額かと思います。

2 ページ目について、要するに教員が足りない、仕事が多いというのが問題点です。業務の3 分類は初めて示されたものではなく、数年前にすでに示されているものです。これを見て、実際にどれができるのか。サービスを監督する教育委員会が各項目に対してきちんと決定しなければなりません。例えば12 番の校内清掃では、地域住民の支援を受けつつ回数や範囲の合理化を促進する、とあります。これに対して教育委員会としてどう手を打つのが問われています。

学校現場が「変わってきている」と実感できるような施策が必要です。もちろんお金のかかる話で限界はありますが、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

【市長（議長）】

わかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。何か言い忘れた点があれば、今のうちにお願いいいたします。

私から1 点だけ申し上げます。子どもが夢や「志」を持つには、教壇に立つ先生方が前向きな気持ちで日々子どもと接すること重要です。その点も強くお願いしたいと思います。

教育長、最後に何かございますか。

【教育長】

改めて市長、教育委員の皆さまの思いを伺えて非常に有意義でした。私だけでなく、事務局の部課長も同じ思いだと思います。

最初の議案である第1 次教育振興基本計画から5 年が経過しました。一定の成果をお褒めいただいていますが、むしろこれからの方が難しいと感じています。学力、キャリア教育、そのほかの課題も同様です。

特別支援教育の報告の中でも触れられていましたが、療育の観点を持つ専門家をチームに加えることが必要です。これまで心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとチームを作ってきましたが、今後は、作業療法士や児童発達支援に携わる保育士といった視点を持つ人材を加えることで、困難な課題に対応できると考えます。予算の検討もお願いしたいところです。

また、「志」やキャリア教育の面では、子どもたちが「役に立っている」という実感、いわゆる自己有用感を得ることが大切です。子ども同士ではなく、小中学生が大人や高齢者、地域に役立っていると実感することが「志」の芽を育み、キャリア教育をより充実させると考えています。

こうした視点を持ちながら、新しい教育大綱を教育関係者が共感しつつ、自らの実践に活かして広げていければと思います。本日は本当に有意義でした。ありがとうございます。

【市長（議長）】

ありがとうございました。しっかりと教育大綱（案）をまとめ上げ、教育関係者の皆さんに共感していただき、子どもの教育に有効に活用していただきたいと考えています。

それでは、これもちまして令和 7 年度第 1 回総合教育会議を閉会いたします。本日の議論を価値あるものとするため、市長部局と教育委員会が力を合わせ、教育の充実に向けて引き続き取り組んでまいります。

本日は長時間にわたり貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。